

平成23年3月16日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

四病院団体協議会

社団法人 日本病院会
会長 塚 常雄

社団法人 全日本病院協会
会長 西澤 寛俊

社団法人 日本医療法人協会
会長 日野 頌三

社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學



「東北地方太平洋沖地震」に関わる要望について

平素は四病院団体協議会の活動に多大なご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月11日に発生した標記大地震及び地震に伴う大津波により、東北地方の太平洋沿岸地域は壊滅的打撃を受けており、同地域においては病院が崩壊する等深刻な被害が発生しております。被災地である東北地方の病院はもとより、停電等の影響を受けている関東地方の病院においても、本大地震により、地域医療の提供が非常に厳しい状況におかれております。

一方、3月15日に独立行政法人福祉医療機構から、「東北地方太平洋沖地震にかかる災害復旧資金の概要(医療貸付)」として、援助策を発出されたところですが、被災地等の現状を鑑みますと十分な措置とは言い難いものであり、更なる援助をお願い申し上げる次第でございます。

つきましては、四病院団体協議会として、下記の要望をいたしたく、実現方何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 増改築資金の融資率は100%（実額とする）
2. 貸付期間を最長30年とする。
3. 貸付期間のうち据置期間を3年とし、利子猶予期間を5年とする。
4. 長期運転資金は、前年度診療報酬及び介護報酬実績の3ヵ月分とする。これは、人件費の半年分を確保するためである。
5. 長期運転資金は無利子、無担保、無保証とし、償還は7年とする。

以上